

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
郡山市	富久山町南小泉地区 (南小泉)	令和元年8月28日	令和5年3月3日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	35.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	21.2 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	19.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	8.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.4 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.1 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

現状、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積は8.1ha、後継者不明の農業者の耕作面積は0.4haであり、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、後継者未定及び不明の農地面積の方が、3.4ha多く、新たな担い手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

南小泉集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体、認定新規就農者2経営体及びその他1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者への農地集積等により対応していく。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
計	4経営体	水稻ほか	3 ha	水稻ほか	8.1 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

・農地中間管理機構の活用方針及び担い手の育成・確保について
農地所有者は、原則として農地を機構に貸し付けていくこととし、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手へ機構を通じた貸付けを進めていく。
また、新規就農者や後継者の情報を地域で共有し、知識や技術、機械などについても地域ぐるみで支援していく。
なお、施設や機械の導入の際には、補助事業等も活用する。

・地域農業全体について
遊休農地が新たに発生することを予防するため、干しいも加工用のさつまいもなどの比較的手がかからない農作物などの生産などを検討していく。
併せて、同地区で多面的機能支払交付金制度に係る活動を行うことで農地の荒廃を防いでいく。